（エレベーター）

第七条　多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一　多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二　（略）

2　多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三　（略）

四　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

3　第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4　（略）

5　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二　籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三　（略）

6　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条　階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

（エレベーター）

第七条　多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一　多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階

二　（略）

2　多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一　かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二　かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三　（略）

四　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

五　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

3　第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二　かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4　（略）

5　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　かごの幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二　かご及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三　（略）

6　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）

第八条　階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。